

関心表明書兼誓約書

令和2年 月 日

本州四国連絡高速道路株式会社
地域連携事業推進部長

住 所
商号又は名称
代表者の氏名

印

当社は、今般、本州四国連絡高速道路株式会社（以下、「本四高速」という）から、令和2年10月2日付けで案内がありました「瀬戸大橋における塔頂体験ツアー等の効果的な実施手法に関する市場調査」に関心を有することを表明します。また、「瀬戸大橋におけるスカイツアーの効果的な実施手法に関する市場調査」のアンケート票への回答を作成することを目的として、本関心表明書兼誓約書を提出した者にのみ開示される資料の開示を受けることを希望しますが、守秘義務対象資料の開示を受けるにあたっては、下記事項を遵守し、秘密を保持することを誓約します。

記

第1条（利用の目的）

当社は、本目的のためにのみ守秘義務対象資料の貸与を受けるものであり、本目的以外の目的のために当該資料を利用しません。

- 当社は、本件の参画検討を主たる目的として当社が業務を委託する弁護士、公認会計士、税理士等の専門家その他の者（以下、「専門家等」という）が、本書記載の遵守事項と同等以上の守秘義務の履行について、当社に対して書面をもって誓約した場合に限り、本目的を達するため必要な範囲及び方法で、専門家等に対し、守秘義務対象資料の全部又は一部を開示することができるものとします。
- 当社は、自らの責任において、前項の定めにより守秘義務対象資料の全部又は一部を開示した者をして本書に定める義務を遵守させるものとし、これらの者がかかる義務に違反した場合には、当社が本書に違反したとみなされて責任を負うことを約束します。

第2条（秘密の保持）

当社は、本四高速から貸与を受けた守秘義務対象資料を秘密として保持するものとし、前条に定める場合のほか、第三者に対し開示しません。但し、法律、命令、条例等（以下「法令等」という。）により開示の義務が課される場合はこの限りではありません。

第3条（善管注意義務）

当社は、本四高速から貸与を受けた守秘義務対象資料に含まれる情報が、本四高速又は当該情報の提供者の業務上重要な情報であり、これが第三者に開示された場合には、本四高速又は情報提供者の業務又は事業に重大な影響を与えるものであることを了解し、守秘義務対象資料を、善良な管理者としての注意をもって取り扱うことを約束します。

第4条（個人情報の取扱い）

本四高速から貸与を受けた守秘義務対象資料に個人情報に該当するものが含まれる場合については、法令等により本四高速及び当社に認められる範囲内でのみ利用し、保持し、かつ、法令等により本四高速及び当社に要求される限度の適切な管理を行うことを約束します。

第5条（期間）

本書に基づき当社が負う義務は、守秘義務対象資料の破棄後も存続するものとします。

第6条（損害賠償義務）

当社の本書に違反する行為により秘密が漏洩した場合、当社は、それにより本四高速又は第三者（本四高速に対して守秘義務対象資料を提供した者を含むがこれに限りません。）に生じた損害を直接賠償することを約束します。

第7条（書類の破棄）

受領した守秘義務対象資料は、令和2年12月31日までに、すべて破棄することを約束します。

- 2 受領した守秘義務対象資料について、複写、秘密情報の書面化及びその複写、磁気ディスク及び録音テープその他の媒体への情報の入力並びに当該媒体の複製を行った場合は、別途本四高速との間で定める破棄期日までに（又は本書の違反等により本四高速が破棄を求める場合は当該請求後速やかに）、当該複写物等について破棄又は消去することを約束します。但し、法令等若しくは当社の社内規定により社内決裁資料等に守秘義務対象資料の情報が含まれ不可分一体となっている場合、及び、法令等又は司法機関若しくは行政機関の判決、決定、命令等により守秘義務対象資料の情報を保持することが義務付けられている場合は、当社は当該資料・情報等を破棄することなく、当社において適切に保存することを約束します。